

産の取得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことに
により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれ
らの申告書の提出があつた日までの期間

二 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第
一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈に
よる財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における
当該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限
の翌日から当該更正又は決定に係る国税に係る共通的手続並びに納税者の権
利及び義務に関する法律第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知
書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日との
いずれか早い日までの期間

4 国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条
第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額につき延納の許可を受けた
者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定による納期限の翌日から同
項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間に対応するものを、当該延納
に係る第一回に納付すべき分納税額に併せて納付しなければならない。

第五十一条の二 連帯納付義務者が第三十四条第一項の規定により相続税を納付す
る場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帯納付
義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定め
るところによる。

一 連帯納付義務者は、納付基準日(第三十四条第七項の納付通知書が発せられ
た日の翌日から二月を経過する日又は同条第九項の督促に係る督促状が発せら
れた日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。)までに同条第一
項の規定により相続税を納付する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分
に応じ、それぞれイ又はロに定める期間(次条第四項又は第五十三条の規定に
より利子税を納付すべき期間を除く。)に対応する部分の延滞税に代え、当該
期間に対応する部分の利子税を併せて納付しなければならない。

イ 当該相続税について延納の許可を受けていた場合 次に定める期間
(1) 未納の分納税額の納期限の翌日又は第三十九条第二十九項若しくは第四
十条第二項(第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する
場合を含む。)の規定による延納の許可の取消し(次号イ(2)及び次条第二
項において「延納の許可の取消し」という。)があつた日の翌日から納付

得をしないこととなつたため期限後申告書又は修正申告書を提出したことに
より納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限の翌日からこれら
の申告書の提出があつた日までの期間

二 第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者について、第三十二条第
一項第一号から第六号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈に
よる財産の取得をしないこととなつたため更正又は決定があつた場合における
当該更正又は決定により納付すべき贈与税額 第三十三条の規定による納期限
の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する
更正通知書又は決定通知書を発した日と当該事由の生じた日の翌日から起算
して四月を経過する日とのいずれか早い日までの期間

4 国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額又は贈与税額に
つき延納の許可を受けた者は、当該延納税額に係る延滞税で第三十三条の規定
による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの
期間に対応するものを、当該延納に係る第一回に納付すべき分納税額に併
せて納付しなければならない。

基準日又は当該相統税を完納する日のいずれか早い日までの期間

- (2) 当該相統税が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき税額に相当するものである場合には、当該相統税の第三十条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該相統税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相統税を完納する日のいずれか早い日までの期間

二 前号の規定により納付すべき利子税の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 前号イに掲げる場合(同号イ(1)の期間に対応する部分に限る。) 納税義務者の次に掲げる税額を基礎とし、当該期間に、当該税額の区分に応じそれぞれ次に定める分納期間(次条第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。イにおいて同じ。)に適用されていた利子税の割合(当該分納期間に係る利子税の計算上適用されていた割合が二以上ある場合には、それらのうち最も低い割合)を乗じて算出した金額

(1) 未納の分納税額 当該未納の分納税額の納期限の属する分納期間

(2) 延納の許可の取消しに係る税額 当該延納の許可の取消しがあつた日の属する分納期間

ロ 前号イに掲げる場合(同号イ(2)の期間に対応する部分に限る。) 納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、当該期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ハ 前号ロに掲げる場合 納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、同号ロの期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

三 連帯納付義務者は、納付基準日後に第三十四条第一項の規定により相統税を納付する場合には、第一号の規定による利子税に加え、納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、当該納付基準日の翌日から当該相統税を完納する日までの期間に応じ、年十四・六パーセント(当該納付基準日の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて算出した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。

2) 連帯納付義務者が前項第一号の規定による利子税又は同項第三号の規定による

延滞税を納付した場合には、納税義務者の相続税に係る延滞税の額のうち当該連帯納付義務者が納付した当該利子税又は延滞税の額に相当する額については、その納付があつたものとみなす。

3 連帯納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第二項及び第三項（利子税）の規定を準用する。

（延納等に係る利子税）

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分納税額に併せて当該各号に掲げる利子税を納付しなければならない。

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 省略

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した残額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

2 延納の許可を受けた者が延納の許可の取消しを受けた場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであった分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

3 省略

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税を併せて納付しなければならない。

（延納等に係る利子税）

一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に応じ、年六・六パーセントの割合（次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。）を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 同上

二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に応じ、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

2 延納の許可を受けた者が第三十九条第二十九項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであった分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

3 同上

4 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定により当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5 省略

(物納等に係る利子税)

第五十三条 第四十二条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書を発した日とする。次項において同じ。）の翌日から第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

2 省略

3 第四十六条第三項の規定による物納の撤回の承認を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、その物納の撤回に係る相続税額の納付に併せて、次の各号に掲げる相続税額の区分に応じ、当該各号に定める期間につき、次項で定めるところにより計算した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額 当該相続税額の第三十

4 相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者について、第三十九条第二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による延納の申請の却下があつた場合又は第三十九条第十二項（同条第二十六項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第三十九条第二項の規定による当該延納の申請の却下があつた日又は同条第十二項の規定による当該延納の取下げがあつたものとみなされる日までの期間につき、当該相続税額又は贈与税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

5 同上

(物納等に係る利子税)

第五十三条 第四十二条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による物納の許可を受けた者は、当該物納に係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書を発した日とする。次項において同じ。）の翌日から第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付があつたものとされた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

2 同上

3 同上

一 第四十六条第十項の規定による通知に係る相続税額 当該相続税額の第三十

三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額 イ及びロに掲げる期間

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 省略

4 前項に規定する金額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 前項第二号に定める期間 イ又はロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 省略

三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間

二 同上

イ 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間

ロ 同上

4 同上

一 前項第一号に定める期間 同号に掲げる相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該相続税額を納付した日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

二 同上

イ 前項第二号イに掲げる期間 第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた相続税額を基礎とし、当該相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から当該延納の許可を受けた日までの期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ロ 前項第二号ロに掲げる期間 前条第一項第一号中「又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定による納期限又は納付すべき日（前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。）とあるのは、「に係る第四十七条第三項の規定による延納の許可を受けた日」として、同条の規定に準じて算出した金額

5 同上

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しがあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しがあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合においては、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 省 略

（未分割遺産に対する課税）

第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告

6 相続又は遺贈により財産を取得した者について、第四十二条第二項の規定による物納の申請の却下があつた場合（当該物納に係る相続税について第四十四条第二項において準用する第三十九条第一項の規定による延納の申請をした場合を除く。）又は第四十二条第十項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる場合には、当該取得した者は、当該申請の却下又は取下げに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日の翌日から第四十二条第二項の規定による当該物納の申請の却下があつた日又は同条第十項の規定により物納の申請を取り下げたものとみなされる日（第四十五条第二項において準用する第四十二条第二項又は第十項の規定の適用がある場合には、これらの規定による却下があつた日又は取り下げたものとみなされる日）までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。

7 第四十八条第二項（第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により物納の許可の取消しを受けた者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該取消しに係る相続税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定による納期限又は納付すべき日（第四十八条の二第六項において準用する第四十八条第二項の規定により物納の許可の取消しがあつた場合には、第四十八条の二第六項において準用する第四十三条第二項の規定により納付があつたものとされた日）の翌日から当該取消しがあつた日までの期間につき、当該相続税額を基礎とし、当該期間に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する利子税を納付しなければならない。この場合において、当該取消しに係る物納財産につき当該物納財産に係る第四十三条第二項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により納付があつたものとされた日の翌日から当該取消しがあつた日までの期間内に国が取得した、又は取得すべき賃貸料その他の利益に相当する金額（国が当該物納財産につき有益費を支出した場合においては、当該有益費の額に相当する金額を控除した金額）を返還するものとする。

8 同 上

（未分割遺産に対する課税）

第五十五条 相続若しくは包括遺贈により取得した財産に係る相続税について申告

書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条第一項に規定する更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

(調書の提出)

第五十九条 省 略

2・3 省 略

4 第一項各号又は第二項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならぬ。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法
- 二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

5 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合又

書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（第九百四条の二（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものととしてその課税価格を計算するものとする。ただし、その後において当該財産の分割があり、当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合においては、当該分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条の更正の請求をし、又は税務署長において更正若しくは決定をすることを妨げない。

(調書の提出)

第五十九条 同 上

2・3 同 上

4 第一項各号及び第二項に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより第一項及び第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項及び第二項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす。

はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

第六十条 削除

（当該職員の問題検査権）

第六十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、次の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条及び第七十条第三号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前条の規定による調査を提出した者又はその調査を提出する義務があると認められる者
- 三 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
- 四 納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
- 五 納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
- 六 納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
- 七 納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定の納税義務者又は納税義務があ

第六十八条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができる。

第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ると認められる者に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務者又は当該納税義務があると認められる者に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。

3 当該職員は、第一項の規定により質問し、若しくは検査する場合又は前項の規定により閲覧を求め、若しくは質問する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(官公署等への協力要請)

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第六十八条 同上

2 同上

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 第六十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 前号の検査に関し虚偽の記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

四 第六十条第一項の規定による質問に対し答弁をしない者

第七十一条 法人（第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。

以下この項及び次項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第六十八条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省略

五 前号の質問に対し虚偽の答弁をした者

第七十一条 法人（第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。

以下この項及び次項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八条第一項、第六十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第六十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同上

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十五条)
- 第二章 課税価格、基礎控除及び税率(第十六条—第二十二條)
- 第三章 土地等の評価(第二十三条—第二十四條)
- 第四章 申告及び納付(第二十五条—第三十條)
- 第五章 更正及び決定(第三十一条—第三十二條)
- 第六章 雑則(第三十三条—第三十八條)
- 第七章 罰則(第三十九条—第四十一条)
- 附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十 省略

十一 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

十二 更正 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

十三 決定 第十四条の場合を除き、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

(納付)

第二十八条 省略

2 4 省略

5 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項各号(申告納税方式による国税等の納付)に掲げる金額に相当する地価税に係る同項の規定の適用については、同項中「延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限」とあるのは、「法定納期限が同日後に到来する部分の地価税については、当該法

目次

- 第一章 同上
- 第二章 同上
- 第三章 同上
- 第四章 同上
- 第五章 同上
- 第六章 同上
- 第七章 罰則(第三十九条—第四十二条)
- 附則

(定義)

第二条 同上

一 十 同上

十一 修正申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書をいう。

十二 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

十三 決定 第十四条の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

(納付)

第二十八条 同上

2 4 同上

5 国税通則法第三十五条第二項各号(申告納税方式による国税等の納付)に掲げる金額に相当する地価税に係る同項の規定の適用については、同項中「延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限」とあるのは、「法定納期限が同日後に到来する部分の地価税については、当該法定納期限」とする。

定納期限」とする。

(更正の請求の特例)

第三十条 第二十五条第一項の規定による申告書(その提出期限後に提出されたものを含む。)を提出した者又は地価税について決定を受けた者(その包括承継人を含む。)は、第二十六条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額が過大となったときは、財務省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その修正申告又は更正後の金額)について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

(更正の特例等)

第三十一条 省 略

2 第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の規定による更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条(修正申告の効力)の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章まで(国税の納付義務の確定等)の規定中「法定申告期限」とあるのは「地価税法第二十七条(修正申告の特例)に規定する修正申告書の提出期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法第二十八条第三項又は第四項(納付)に規定する地価税を納付すべき期限」と、同法第六十一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)並びに第六十五条第一項及び第三項(過少申告加算税)中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項(申告)の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする。

(更正の請求の特例)

第三十条 第二十五条第一項の規定による申告書(その提出期限後に提出されたものを含む。)を提出した者又は地価税について決定を受けた者(その包括承継人を含む。)は、第二十六条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額が過大となったときは、財務省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その修正申告又は更正後の金額)について国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

(更正の特例等)

第三十一条 同 上

2 第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の規定による更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条(修正申告の効力)の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで(国税の納付義務の確定等)の規定中「法定申告期限」とあるのは「地価税法第二十七条(修正申告の特例)に規定する修正申告書の提出期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法第二十八条第三項又は第四項(納付)に規定する地価税を納付すべき期限」と、同法第六十一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)並びに第六十五条第一項及び第三項(過少申告加算税)中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項(申告)の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第二十七条第一項又は第二項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

第三十六条及び第三十七条 削除

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条（無申告加算税）の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正（第二十七条第一項又は第二項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く。）には、適用しない。

（当該職員の問題検査権）

第三十六条 国税庁の当該職員又は土地等を有する者の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、地価税に関する調査については、次に掲げる者に質問し、又はその者の土地等若しくは当該土地等に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条及び第四十一条第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に土地等の譲渡（借地権等の設定その他当該土地等の使用又は収益をさせる行為を含む。次条及び以下この号において同じ。）をしたと認められる者若しくは前号に掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者

三 第一号に掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者

2 分割法人（法人税法第十二条第二号の二（定義）に規定する分割法人をいう。）

（は前項第二号に規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人（同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）は同項第二号に規定する土地等の譲渡を受けたと認められる者に含まれるものとする。）

3 第一項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のもの所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について準用する。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(官公署等への協力要請)

第三十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第三十九条 同上

2 同上

- 第三十九条 省略
- 2 省略
- 3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の免れた地価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた地価税の額に相当する金額以下とすることができる。

- 第四十一条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。
- 2 前項の規定により第三十九条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
- 3 省略

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第四十二条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第三十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同上

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(納税地)

第八条 省 略

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 五 省 略

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の囑託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。)を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を一の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするものに限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

(事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若し

(納税地)

第八条 同 上

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 五 同 上

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の囑託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記」という。)を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該設定登記の申請をするものに限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

(事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社となる場合における組織変更による株式会社の設立の登記に係る

くは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。）とする。

（過誤納金の還付等）

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 三 省 略

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 七 省 略

8 登録免許税の過誤納金に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 五 省 略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十

登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額（当該金額が十五万円に満たないときは、十五万円）とする。

（過誤納金の還付等）

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 三 同 上

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、当該期限）から一年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 七 同 上

8 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 五 同 上

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十

四条、第三十四条関係

登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一〇二十三 省略
			二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）
			(一) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。） イへ 省略 ト 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記
	省略	省略	

四条、第三十四条関係

登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	一〇二十三 同上
			二十四 同上
			(一) 同上 イへ 同上 ト 同上
	同上	同上	同上
			同上 千分の一・五 （新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務

<p>チ 吸収分割による株式会社又は合同 会社の資本金の増加の登記</p>	<p>(これによつて計算した税額 が三万円に満たないときは、 申請件数一件につき三万円) 増加した資本 千分の七 金の額</p>	<p>リ 省略 又 新株予約権の発行による変更の登 記 ルカ 省略</p>	<p>(これによつて計算した税額 が三万円に満たないときは、 申請件数一件につき三万円) 省略 申請件数 省略 一件につき九 万円 省略</p>
<p>チ 同上</p>	<p>同上</p>	<p>リ 同上 又 新株予約権に関する事項の変更の 登記 ルカ 同上</p>	<p>同上 同上 同上 同上</p>
<p>省令で定める ものを超える 資本金の額に 対応する部分 については、 千分の七)</p>	<p>千分の一・五 (吸収分割を した会社の当 該吸収分割の 直前における 資本金の額か ら当該吸収分 割の直後にお ける資本金の 額を控除した 額として財務 省令で定める ものを超える 資本金の額に 対応する部分 については、 千分の七)</p>	<p>同上 同上 同上</p>	<p>同上</p>

ヨ 支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
タ 省略	省略	省略
レ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記	申請件数	一件につき三万円
ツ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ネ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき二万円
ナ 登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
（二）会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき九千円（申請に係る登記が、（一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、
イ（一）イからツまでに掲げる登記	申請件数	

ヨ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	同上	同上
タ 同上	同上	同上
レ 商号の仮登記	申請件数	一件につき三万円
ツ 同上	同上	同上
ツ 同上	同上	同上
ネ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	同上	同上
ナ 同上	同上	同上
（二）同上		
イ（一）イからネまでに掲げる登記	同上	同上

二十五、百五十九 省略	(三) 省略 (四) 省略
	省略
	資本金の額が一億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、六千円

二十五、百五十九 同上	(三) 同上 (四) 同上
	同上
	同上